

関係各位

名寄市消費生活センター
所長 小林 健

「排水管の清掃」を契約する際は慎重に！

事例

自宅を訪ねてきた事業者に「近所に排水管の清掃に来ている」「排水管の点検をしませんか」と排水管の清掃を持ち掛けられた。代金は15,000円と言われたが、必要がないので断った。事業者は近所を回っているようなので情報提供する。



消費者へのアドバイス

- ◆名寄市内で排水管の清掃業者が訪問しています。必要がなければはっきりと断りましょう。
- ◆契約する場合は必ず契約書を受取り、契約内容を確認しましょう。
- ◆不安をおおったり、急がせて契約させる悪質な事業者もいますので、すぐに契約せずに信頼できる人や家族に相談してから慎重に契約をしましょう。
- ◆契約後であっても、契約書を受取ってから8日間以内であればクーリング・オフ(契約解除)ができます。
- ◆清掃後や代金を支払った後でもクーリング・オフ期間であれば、消費者が費用を負担することはありません。
- ◆ご心配なことがありましたら、消費生活センターまでご相談ください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日